

# 規 則

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

## 埼玉県規則第五十六号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和四十八年埼玉県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第五十二条」を「第五十五条」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第六条中「条例」を「食品衛生法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十二号。以下「条例」という。）」に、「別表第二第一号ハ」を「別表第一号ハ」に改め、同条第三号ロ中「食品等」を「食品、添加物（以下「食品等」という。）」に改める。

第十条第一項中第八号を削り、第九号を同項第八号とし、同条第二項中「条例別表第一第一号イ(1)(三)(ホ)の表の下欄各号」を「省令別表第十七第一号ロ(1)から(3)まで」に改め、「ときは、当該届出に係る食品衛生責任者が当該該当する者である」を削り、同条第三項中「条例別表第一第一号イ(1)(三)(ホ)の表の下欄各号」を「省令別表第十七第一号ロ(1)から(3)まで」に改める。

第十一条中「第九条、第十条、第十一条第二項」を「第十条、第十一条、第十二条、第十三条第二項若しくは第三項」に改め、「第十八条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「第五十四条」を「第五十九条」に改める。

様式第四号中「(第2項)」を削り、「第54条から第56条」を「第59条から第61条」に改め、「8 なし」を削る。

様式第五号 (一) 中	「の住所	を	「の住所
氏名」	ふりがな	び、	「第53条第2項」を「第
氏名」	氏名」		

56条第2項」び、 「被相続人の氏名及び住所」を 「被相続人」 (氏名に

の氏名及び住所

に改める。

は、ふりがなを記入してください。）」

「 「ふりがな

様式第五号 (二) 中 名称及びびを 名称及びび」 「第53条第2項」を「第

代表者氏名」 代表者氏名」

56条第2項」は、「合併により消滅した法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務

所の所在地 「合併により消滅した法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所  
」を  
(名称及び代表者の氏名には、ふりがなを記入してください。)

の所在地  
に改める。

「ふりがな

様式第五号 (三) 中 名称及びふりがな 名称及びふりがな 「第53条第2項」を「第  
代表者氏名」 代表者氏名」

56条第2項」は、「分割前の法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
」

「分割前の法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
」を  
(名称及び代表者の氏名には、ふりがなを記入してください。)

様式第六号 (一) 及び様式第六号 (二) 中 「第52条」を「第55条」に改める。

様式第八号及び様式第十二号中 「8 なし」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年六月一日から施行する。ただし、第四条第三項の改正規定、第六条の改正規定（「別表第二一号ハ」を「別表第一号ハ」に改める部分に限る。）、第十一条の改正規定（「第五十四条」を「第五十九条」に改める部分に限る。）、様式第四号の改正規定（「（第2項）」を削る部分及び「第54条から第59条」を「第56条から第61条」に改める部分に限る。）、様式第五号（一）から様式第五号（三）までの改正規定並びに様式第六号（一）及び様式第六号（二）の改正規定については、令和三年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第五条の規定による管理運営の基準については、令和三年五月三十一日までは、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の食品衛生法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。